

B 詳細情報 触・布達類年表(奈良県)

No.	遊所名	年号	西暦	布達番号	史料タイトル	内容	出典	史料No	備考
1		明治3年10月10日	18701010		公事訴訟などの者、止宿の際、囲女・娼妓に紛敷き者の呼び入れ禁止	公事訴訟・請願の者、止宿の際、囲女・娼妓に紛敷きもの不謹慎につき呼び入れなど慎むこと	公文書「御触書 明治3年5月調」(24-5-3)		奈良県
2	木辻・元林院	明治4年2月	18710200		木辻・元林院遊所来所の者、取調のこと	木辻・元林院遊所に来所の者役人より会所に取調書面差し出すこと	公文書「御触書 明治3年5月調」(24-5-3)		奈良県
3	元林院	明治5年5月16日	18720516		元林院町、妓楼大庄より出火、大火	元林院町妓楼大庄より出火、今御門町・市町延焼29戸焼失	日新新聞2号 (同和問題関係史料センター史料集)		奈良県 (ここより、大和 一國)
4		明治5年6月	18720600	第46号	隠売女体の所業、禁止	隠売女体の所業、正副戸長取り締まらざるにより起こり、今後心得ること以後、これらの所業、嚴重詮議のこと	公文書「布告留 壬申6月」(1-M5-7f)		奈良県
5		明治5年9月	18720509	第104号	酌取・隠売女、再度禁止正副戸長、嚴重取締	酌取等の隠売女所業禁止にもかかわらず不心得者あり再度嚴重禁止父兄親族よく心得、正副戸長、平常急度取り締まること	公文書「布告留 壬申6月」(1-M5-7f)		奈良県
6		明治5年10月	18721000	第123号	酌取女・遊女・飯盛女等人員名前届出のこと新規営業・補充禁止冥加金はまで通り	酌取女・遊女・飯盛女等人員届出冥加金上納してきた者は許可してきたが、無届・無税の者は差し止め新規営業禁止補充禁止冥加金上納はまで通り召抱人員名前取調、当月25日までに提出のこと	公文書「布告留 壬申6月」(1-M5-7f)		奈良県
7		明治5年11月	18721100		芸娼妓解放令につき、飯盛女等抱えの場所、別紙心得のように改正 (心得...5軒以上で1社)	芸娼妓解放令につき、木辻町以外の飯盛女抱えの場所は廃止するべきところだが、このような渡世の者活計の道に差し障るので、別紙のように改正(5軒以上で1社設置)	五条市立五条文化博物館 寄託柏田家文書 明治5年「御用留」		奈良県
8	木辻・元林院	明治5年11月	18721100		芸娼妓解放令につき心得書	席貸渡世、木辻・元林院・従前仕來の処に限り許可五軒未満の処は廃止五軒以上ならば社中を設け鑑札を渡す自分渡世は社へ寄留し鑑札をもらう、揚げ代は当人と客の相對、社中外禁止、など	日新新聞18号 (奈良県同和問題関係史料センター史料集)		奈良県

9		明治6年1月	18730000			奈良県山辺郡丹波市村の屋根屋某、売婦を抱えていたが、今般の売女解放の布告によって改心し、売婦に証文をもたせ、遠路の者には路費を渡し、親元に帰した	日新新聞16号 (奈良県同和問題関係史料センター史料集)		奈良県
10		明治6年6月6日	18730606		芸娼妓解放令につき、「娼妓会社」其の他渡世のものを取調べること 筒井村回答	芸娼妓解放令につき、「娼妓会社」其の他渡世のものを取調べること 筒井村、一人もなしとの回答	『諸触書并諸』(大和郡山市筒井 森田家文書 奈良県同和問題関係史料センター所蔵マイクロ) 公開時には必ず連絡すること		奈良県
11		明治8年1月	18750100	第31号	隠売女体の所業、再度禁止	旅籠屋・料理屋などで女子を抱え置き、隠売女体の所業をなすもの、再度嚴重に処分すること	「管内布告 明治5年」(1-M7-3f)		奈良県
12		明治9年2月20日	18760220	第22号	淫売罰則	淫売をなしたる者罰金、など	「管内布告 明治5年」(1-M7-3f)		奈良県
13		明治9年3月8日	18760308	第25号	奈良県県税規則	芸娼妓・席貸の税額、芸娼妓・席貸鑑札料について	「市在布告 明治7年」(1-M7-8f)		奈良県
14	木辻・元林院・岡町・洞泉寺町	明治10年10月9日	18771009	甲第77号	売淫並売妓席貸業取締規則(12月1日より施行)	売妓・席貸業、堺四ッ橋・内乳守・貝塚、枚方、奈良元林院町・木辻町・郡山岡町・洞泉寺町の八ヶ所のみ許可ほか	「県甲乙番外並和号及番外 明治10年」(1-M10-1f)		堺県
15		明治10年10月9日	18771009	甲第79号	料理屋・旅籠屋での夜間遊興禁止につき達	料理屋旅籠屋等下婢等を客席に出し歌舞音曲、徹夜などは他人の安眠妨害につき、改めること祭日婚姻は例外売妓を招いての歌舞音曲も夜10時迄のこと	『堺県法令集3』		堺県
16		明治10年11月13日	18771113	甲第92号	虎列刺病流行で諸興行差止につき、相撲営業税・諸芸者税・芝居役者税は10月分免除	虎列刺病流行で諸興行差止につき、相撲営業税・諸芸者税・芝居役者税は10月分免除	「県甲乙番外並和号及番外 明治10年」(1-M10-1f)		

17		明治10年11月29日	18771129	甲第100号	遊妓及席貸取締規則の施行中止につき達	甲第77号遊妓及席貸取締規則並罰則、12月1日より施行のはずが、詮議の次第あるため履行せずこれまで通り	『堺県法令集3』		堺県
18		明治10年12月15日	18781215	甲第108号	密売淫取締規則	密売淫取締規則、売淫の者罰金、仲立ちする者にも罰を科すなど	「明治10年 県甲乙番外並和号及番外」(1-M10-2f)		堺県
19	木辻・元林院・岡町・洞泉寺町	明治10年12月(15日)	18781215	番外	遊妓及席貸営業規則并罰則(12月20日より施行)	売妓・席貸業、堺四ッ橋・内乳守・貝塚、枚方、奈良元林院町・木辻町・郡山岡町・洞泉寺町の八ヶ所のみ許可、ほか明治10年10月9日布達との関係は?	「明治10年 県甲乙番外並和号及番外」(1-M10-3f)・『堺県法令集3』		堺県
20		明治10年12月15日	18781215	番外	町芸者営業仮規則につき達	当分町芸者営業許可居住地は遊廓外、遊廓内の席貸並料理屋での営業禁止など	『堺県法令集4』		堺県
21		明治10年12月15日	18781215	番外	町芸者営業出願期限につき達	町芸者営業出願期限過ぎた場合、不採用居住定まらない場合も不可	『堺県法令集4』		堺県
22		明治10年12月17日	18781217	甲109号	料理屋・旅籠屋での夜間遊興禁止につき達(甲79号の改正)	料理屋旅籠屋等下婢等を客席に出し歌舞音曲、改めること	『堺県法令集3』		堺県
23		明治10年12月19日	18781219	番外	遊妓并席貸業賦金徴収規則	遊妓并席貸業の者警保科にて許可受け鑑札料上納のこと、遊妓・席貸賦金金額、鑑札返納のことなど	「明治10年 県甲乙番外並和号及番外」(1-M10-4f)		堺県
24		明治11年10月9日	18781009	甲第79号	料理屋旅籠屋等売妓招き歌舞音曲、夜10時迄のこと	料理屋旅籠屋等下婢等を客席に出し歌舞音曲、徹夜などは他人の安眠妨害につき、改めること祭日婚姻は例外売妓を招いての歌舞音曲も夜10時迄のこと	「明治10年 県甲乙番外並和号及番外」(1-M10-1f)		堺県

25		明治14年3月10日	18810310	甲第39号	甲第39号 貸席及娼妓諸願伺届、自今営業地所轄の警察署へ差し出すこと	貸席及娼妓の諸願伺届、是までは警察本署差出のところ、今後は営業地所轄の警察署に差し出すこと	「M14 甲号 布達」 (1・M14-27f)		大阪府
26	木辻・元林院・岡町・洞泉寺町	明治14年6月25日	18810625	甲第134号	甲第134号 娼妓并席貸賦金徴収規則	娼妓并席貸賦金徴収規則施行(12条)につき、これまでの娼妓并席貸取締規則中賦金条項廃止	「M14 甲号 布達」 (1・M14-27f)		大阪府
27		明治14年6月30日	18810630	甲第141号	遊妓の名称、娼妓とする	遊妓の名称を娼妓と改正し、芸妓との兼業は禁止鑑札は達しがあるまで従前の鑑札を使うこと	『大阪府布令集3』		大阪府
28		明治14年7月4日	18810704	乙第98号	乙第98号 甲第134号娼妓并席貸賦金徴収規則につき、和泉河内大和は鑑札の儀は従前通り	甲第134号娼妓并席貸賦金徴収規則につき、和泉河内大和は鑑札の儀は従前通り、賦金表・不納表・皆済帳雛形	「M14 甲号 布達」 (1・M14-27f)		大阪府
29	木辻・元林院・岡町・洞泉寺町	明治14年7月25日	18810725	甲第151号	甲第151号 席貸并娼妓営業取締規則改正	席貸営業取締規則、娼妓営業取締規則、席貸取締心得	「M14 甲号 布達」 (1・M14-27f)		大阪府
30		明治14年8月12日	18810812	甲第161号	甲第161号 甲第134号娼妓并席貸賦金徴収規則改正	娼妓并席貸賦金徴収規則改正	「M14 甲号 布達」 (1・M14-27f)		大阪府
31		明治14年8月12日	18810812	乙第109号	乙109号 乙第98号達娼妓并席貸賦金取扱方改正		「M14 甲号 布達」 (1・M14-27f)		大阪府
32		明治14年9月24日	18810924	甲第194号	区部地方税営業税雑種税漁業税規則	遊芸師匠と遊芸稼人、芸妓と遊芸師匠とを兼ねるものは、その税額の多い方に賦課するなど	『大阪府布令集3』		大阪府

33		明治15年2月28日	18820228	丙第53号	大阪府立病院、駆 院分離のこと		「M15 丙号 布達」 (1-M15-12f)		大阪府
34		明治15年3月15日	18820315	丙第64号	大阪駆院職制并 事務章程		「M15 丙号 布達」 (1-M15-12f)		大阪府
35		明治15年9月26日	18820926	甲第107号	甲第107号 M14 甲第151号娼妓 営業取締規則 改正	M14甲第151号 娼妓営業取締 規則第8条、3 文字削除	「M15 丙号 布達」 (1-M15-12f)		大阪府
36		明治15年9月28日	18820928	甲第109号	甲第109号 淫 売罰則	淫売罰則、M15 年10月15日 より施行	「M15 丙号 布達」 (1-M15-12f)		大阪府
37		明治15年10月13日	18821013	甲第115号	甲第115号 席 貸并娼妓営業 願伺届は大 阪市街は警 察本署へ		「M15 丙号 布達」 (1-M15-12f)		大阪府
38		明治15年12月9日	18821209	甲第126号	売淫罰則中改 正	「罰金」 「過 料」	『堺県法令集3』		大阪府
39		明治16年5月9日	18830509	甲第23号	芸妓営業者ノ 居住制限	芸妓営業の者、 奈良では奈良 及び郡山市街 以外の居住禁 止	『大阪府布令集3』		大阪府
40		明治16年9月5日	18830905	示第218号	貸座敷及娼妓 営業をなさん とするものは、 所轄警察署の 添翰を受ける こと	貸座敷及娼妓 営業をなさん とするものは、 所轄警察署の 添翰を受ける こと、戸長の 奥印も必要	「M16 示号告示」 (1-M16-11f)		大阪府

41		明治16年12月26日	18831226	乙第183号	貸座敷娼妓取締規則	従前の席貸及娼妓取締規則は廃止	『大阪府布令集3』 (「M16 乙号 布達」(1-M16-10f)には規則本文なし)		大阪府
42	木辻・元 林院・東 岡町・洞 泉寺町	明治16年12月27日	18831227	乙第184号	貸座敷娼妓取締規則、家業差し許しの場所	貸座敷娼妓取締規則にて、当分の間36ヶ所許可大和国元林院・木辻・東岡・洞泉寺	「M16 乙号 布達」 (1-M16-10f)		大阪府
43		明治16年12月28日	18831228	乙第185号	娼妓寄留同居(置屋・屋形)のもの、貸座敷娼妓取締規則に従うこと	娼妓寄留同居(置屋・屋形)のもの、貸座敷娼妓取締規則に従うこと	「M16 乙号 布達」 (1-M16-10f)		大阪府
44		明治17年1月19日	18840119	乙第5号	貸座敷并娼妓賦金徴収規則	規則の内容は不掲載	「M17 乙号 布達」 (1-M17-8f)		大阪府
45		明治17年9月20日	18840920	丙第149号	貸座敷免許地区区域図面朱引きの通り(奈良郡役所宛)	図面見当たらず	「M17 乙号 布達」 (1-M17-8f)		大阪府
46		明治18年4月1日	18850401	丙第92号	府立大阪病院奈良分院内に大阪駆樛院の分院設置	奈良郡山両所の娼妓、梅毒に係る者入院させ、大阪駆樛院規則に準ず郡山検梅所の事務は分院にて、検樛は従来通り該所にて行うこと	「M18 丙号 布達」 (1-M18-9f)		大阪府
47		明治18年4月1日	18850401	丙第95号	府立大阪病院奈良分院内に大阪駆樛院の分院設置(同上・奈良郡役所宛)	奈良郡山両所の娼妓、梅毒に係る者入院させ、大阪駆樛院規則に準ず郡山検梅所の事務は分院にて、検樛は従来通り該所にて行うこと	「M18 丙号 布達」 (1-M18-9f)		大阪府
48		明治18年4月9日	18850409	丙第99号	娼妓樛毒検査規則	規則見当たらず	「M18 丙号 布達」 (1-M18-9f)		大阪府

49		明治18年5月5日	18850505	乙第62号	貸座敷娼妓取締規則改正	第5条書式中改訂	「大阪府 乙号」 (1 - M18-15f)		大阪府
50		明治18年6月4日	18850604	乙第72号	貸座敷娼妓取締附則	附則見当たらず	「大阪府 乙号」 (1 - M18-15f)		大阪府
51		明治18年7月23日	18850723	乙第105号	貸座敷娼妓取締規則、追加	追加、第32条病気により止業の者、貸座敷主連署して事故証明・戸長の奥印、鑑札仮納め復業の際下付	「大阪府 乙号」 (1 - M18-15f)		大阪府
52		明治18年10月30日	18851030	乙第147号	娼妓并席貸賦金取扱心得改定	賦金送付書・現員表・賦金仕訳書などの雛形	「大阪府 乙号」 (1 - M18-15f)		大阪府
53		明治19年4月6日	18860406	丙第236号	郡山検校所廃止につき貸座敷営業者共立により検校所設置願出、開設のこと	郡山検校所廃止につき貸座敷営業者共立により検校所設置願出、開設、医員は奈良驅梅分院より派出のこと、娼妓取締人へ達	「M19 丙号 布達」 (1 - M19-13f)		大阪府
54		明治19年12月2日	18861202	達第346号	貸座敷娼妓取締規則改正		「M19 7月 府令」 (1 - M19-15f)		大阪府
55		明治19年12月25日	18861225	府令第67号	宿屋取締規則改正	宿屋営業者は雇人受宿・待合茶屋・貸座敷の営業、兼業禁止	「M19 7月 府令」 (1 - M19-15f)		大阪府
56		明治21年11月14日	18881114	県令109号	M16年芸妓営業地制限の布達、適用せず		「奈良県公文録」 (1・M21-8)		奈良県

57		明治22年4月18日	18890418	告示第35号	奈良駆煤院、木辻29番地へ移転		「奈良県公文録」 (1・M22 - 5)		奈良県
58		明治24年3月14日	18910314	県令第8号	M23年4月県令27号 貸座敷及娼妓賦金徴収規則改正		「奈良県公文録」 (1・M24・11)		奈良県
59		明治25年5月31日	18920531	県令第38号	芸妓営業取締規則	営業の際は、鑑札所持など	「奈良県公文録」 (1・M25・11)		奈良県
60	木辻・元林院・岡町・洞泉寺町	明治25年6月9日	18920609	県令第42号	貸座敷娼妓営業取締規則	大阪府の時の取締規則は適用せず	「奈良県公文録」 (1・M25・11)		奈良県
61	東木辻・瓦堂・洞泉寺・東岡	明治28年8月31日	18950831	県令第50号	貸座敷営業区域は、東木辻・瓦堂・洞泉寺・東岡	M25年県令42号貸座敷娼妓営業取締規則改正し、貸座敷営業区域は東木辻・瓦堂・洞泉寺・東岡元林院貸座敷営業者は明治30年2月28日まで現在の場所において営業許可	「奈良県報」 (318.265.3)		奈良県